

令和 5 年 7 月 6 日

文部科学大臣 殿

武蔵大学

学長 高橋 徳行

研究不正行為の告発に係る事案の調査結果について（報告）

武蔵大学教職課程における研究不正行為の告発に係る事案の調査結果を、別紙のとおり報告します。

(別紙)

1. 経緯・概要

(1) 発覚の時期及び契機

- 令和4年9月19日 受付窓口に盗用の告発
- 令和4年9月28日 事案の内容が明示され、不正と疑わしい著作物の類似があると判断されたため、告発を受理
- 令和4年11月20日 調査委員会からの連絡用メールアドレスに捏造・改ざんに関する追加告発
- 令和4年11月24日 既に告発のあった著作物に関わる内容であるため、予備調査委員会を設置せず、本告発を追加告発として受理し、研究不正調査委員会の中で合わせて調査することを決定

※ 告発の内容

・研究不正行為に関する窓口是三宅勝久氏よりメールにて特定不正行為「盗用」の疑いがあるとの告発あり。三宅氏の著作物（匿名記事含む）の記述に関して、本学の大内裕和教授（教職課程所属）が「盗用」をしたという内容である。また、三宅氏より追加告発があり、大内教授が著作物において例示した事例が、三宅氏が大内教授との共著作物に既述した内容を模倣し「捏造・改ざん」したのではないかとの内容である。なお、追加告発の内容はすでに告発のあった著作物に関する内容であった。また、追加告発を受理したのは予備調査委員会の調査終了後であったため、これに関する事前の調査は行っていなかったが、別途、追加告発に関し予備調査委員会を設置すると、盗用の疑いに関する本調査の実施に支障をきたすと判断したため、追加告発のための予備調査委員会は設置せず、盗用の疑いと合わせて、本調査で調査することとした。

- ・不正行為の種別・様態等：「盗用」、「捏造」、「改ざん」
- ・被告発論文（論文名、著者名、掲載誌名、掲載年月等）

1. 「教育における格差と貧困ー「貧困ビジネス化」した奨学金問題から考える」

大内裕和、奨学金問題対策全国会議『日本の奨学金はこれでいいのか！』第1章
あけび書房、2013年

2. 『奨学金が日本を滅ぼす』大内裕和、朝日新書、2017年

- ・被告発者の所属機関、所属部署、役職、氏名
武蔵大学 教職課程、教授、大内裕和
- ・告発者の所属機関、所属部署、役職、氏名
所属機関なし、ジャーナリスト三宅 勝久

(2) 調査に至った経緯等

- 令和4年9月29日 予備調査を開始
- 令和4年10月13日 予備調査結果を取りまとめ
- 令和4年10月14日 予備調査委員会から総括責任者へ報告
- 令和4年10月21日 著作物の類似性について調査する必要があると判断したため、本調

	査の実施を決定
令和4年10月21日	調査委員会を設置
令和4年10月21日	告発者、被告発者へ通知。ただし、調査委員会委員については調整中のため後日連絡する旨を合わせて通知
令和4年10月21日	告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関(前任校:中京大学)に本調査実施に伴う合同調査実施依頼
令和4年11月2日	前任校との協議の結果、本調査は本学が単独で実施することを決定
令和4年11月4日	調査委員会委員の通知(異議申立て手続)
令和4年11月9日	調査委員会開催の延長についての決定(稟議書)
令和4年11月11日	調査委員会委員に対する異議申立て期間終了
令和4年11月14日	被告発者の前任校から予備調査委員会報告書受領
令和4年11月20日	告発者より当初告発内容に関連した追加告発受領
令和4年11月28日	文部科学省研究公正推進室及び日本学術振興会監査・研究公正室へ本調査実施開始報告書提出

2. 本調査

2-1. 調査体制

委員長	大野 早苗	武蔵大学 副学長、経済学部教授 (内部委員)
委員	高井 麻季子	武蔵大学 大学事務局、大学事務局長 (内部委員)
委員	吉澤 裕	弁護士法人ベンチャーサポート法律事務所 弁護士 (外部委員)
委員	袖山 裕行	袖山公認会計士事務所 公認会計士 (外部委員)

2-2. 調査内容

(1) 調査期間

令和4年12月5日(月) ～ 令和5年6月30日(金)

(2) 調査対象

①調査対象論文

〔対象となる告発者の著作物一覧〕

No	著者・書籍名・雑誌名等	出版社・出版年
1	三宅勝久*「奨学金「取り立て」ビジネスの残酷」 『選択』2012年4月号 同 Web版	選択出版、2012年
2	三宅勝久「若者の借金奴隷化をたくらむ「日本学生支援機構」一延滞金を膨らませて骨までしゃぶる“奨学金”商法」 『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章	奨学金問題対策全国会議、 あけび書房、2013年

*匿名記事。著作権は著作権を含む知的財産は選択出版株式会社に帰属する。

〔対象となる被告発者の著作物一覧〕

No	著者・書籍名・雑誌名等	出版社・出版年
1	大内裕和「教育における格差と貧困ー「貧困ビジネス化」した奨学金問題から考える」 『日本の奨学金はこれでいいのか！』第1章	奨学金問題対策全国会議、 あけび書房、2013 年
2	大内裕和『奨学金が日本を減ぼす』	朝日新書、2017 年

②調査対象者

研究者番号：80309707 大内 裕和、武蔵大学、教職課程、教授

③調査対象経費

●研究種目名…基盤研究(B)

●研究課題名…1950年代における地域文化活動の実証的研究ー民衆の自己教育運動の史資料発掘

●研究代表者…大内 裕和

●研究分担者…

水溜 真由美 北海道大学、文学研究科、准教授(00344531)

石原 俊 明治学院大学、社会学部、准教授(00419251)

長 志珠絵 神戸大学、国際文化学研究科、教授(30271399)

黒川 みどり 静岡大学、教育学部、教授(60283321)

鳥羽 耕史 早稲田大学、文学学術院、教授(90346586)

●研究期間(年度)…2010-04-01 - 2015-03-31

●配分額…18,980 千円(直接経費：14,600 千円、間接経費：4,380 千円)

上記、科学研究費直接経費のうち、

調査対象著作物1の出版に係る科学研究費事業支出：0円

調査対象著作物1の出版に係る学内研究費支出：0円

調査対象著作物2の出版に係る学内研究費支出：12,576円(参考文献購入費用)

(3) 調査方法・手順

- ・告発内容の確認、予備調査結果の確認(前任校の結果含む)、本調査の方針策定
- ・告発者及び被告発者から提出された根拠データ、意見書等の比較分析
- ・告発者執筆著作物と被告発者執筆書籍との比較分析
- ・調査対象者及び関係者からの聞き取り(ヒアリング)調査

(4) 調査委員会の開催日時・内容

令和4年12月5日 第1回調査委員会

- ・告発内容・予備調査結果（前任校の結果含む）の確認、委員の役割確認、本調査の方針等

令和5年1月26日 第2回調査委員会開催

- ・告発者及び被告発者から、ヒアリング調査
- ・提出書類及びヒアリング調査結果を踏まえ、特定不正行為の有無に関する協議

令和5年3月10日 第3回調査委員会開催

- ・被告発者から、前回のヒアリング結果を踏まえた追加ヒアリング調査

令和5年3月29日 第4回調査委員会開催（メール会議）

- ・調査内容を踏まえ、最終的な認定結果及び記載内容に関する協議
- ・調査報告書への記載項目協議

令和5年4月19日 第5回調査委員会開催（メール会議）

- ・調査報告書記載事項の検討

令和5年4月28日 第6回調査委員会開催（メール会議）

- ・調査報告書記載事項の検討

令和5年5月23日 第7回調査委員会開催

- ・調査報告書記載事項の審議

令和5年6月9日 第8回調査委員会開催（メール会議）

- ・調査報告書記載事項修正箇所の検討

3. 調査結果

本学「武蔵大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」第2条第1項第1号アからエのいずれにも該当しない。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ その他 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

ただし、研究者が研究結果に対して果たすべき説明責任やデータの出典、参考文献の扱いについて、不十分な点があり、厳重な注意が必要と思われる行為が見受けられた。

<判断理由>

本調査委員会においては、被告発者が科学研究費助成事業の成果物としている著作物『日本

の奨学金はこれでいいのか！』第1章及び科学研究費助成事業としての研究活動期間終了後も同テーマの研究を継続し一般書籍としての出版に至ったとされる『奨学金が日本を減ぼす』に対する告発部分を中心に、告発者の著作物との比較、それぞれから提出された著作物作成にあたっての根拠資料の点検を行い、告発者、被告発者のヒアリングを行った。

2つの著作物のうち、『奨学金が日本を減ぼす』については、巻末の参考文献一覧に告発者の著作物が掲載されていた。そのため、研究不正調査は『日本の奨学金はこれでいいのか！』に関して重点的に行うとともに、『奨学金が日本を減ぼす』についても告発箇所を精査し、公開情報から取得できる情報に基づいて記載された内容であることを確認した。

告発者の主張の通り、被告発者の著作物の一部分に、告発者の著作物と相当程度、内容の似通った記述があるほか、告発者、被告発者双方の記述の一部に同様の誤りがあることが認められた。他方、被告発者から、似通った記述のある箇所につき、根拠資料として告発者の著作物以外の資料が提出されたことに加え、同様の誤りのある箇所につき、情報公表元（独立行政法人日本学生支援機構）に確認した上での記述であるとの説明がなされた。このことから、被告発者の記述が、一般に公表された資料その他の告発者の著作物以外の資料や、被告発者自身による情報公表元への確認に基づきなされた可能性を完全に否定することはできないと判断した。

情報公表元への確認については、いつ、誰にどのように確認したのか等についての十分な説明や根拠資料の提出はなかった。他方、今回の告発物は10年前に出版された著作物であり、当時所属していた機関（中京大学）において資料保存年限等を定めた研究倫理規定が制定される2013年以前の著作物であること等から、説明が不十分となったり一部の根拠資料が未提出となったりするものやむを得ないと判断し、さらなる説明や根拠資料の提出は求めず調査を終了することとした。

著作物の出版当時、告発者及び被告発者は告発物の編者でもある「奨学金問題対策全国会議」（以下「全国会議」という。）において活動しており、著述内容に類似性がある特定の箇所について、全国会議の代表でもある被告発者は、自身が執筆した内容は全国会議の活動の前提となる考え方を踏まえたものだったと述べている。当該箇所について、ともに全国会議で活動していた両者の著述内容に類似性があることは、必ずしも不自然なことではないと判断した。

被告発者は山本太郎議員の国会答弁における「奨学金に関する質問主意書」の執筆を行っていたが、その際に三宅氏の著作物を参考にしたことを認める一方、自身の書籍の執筆にあたっては告発者の著作物ではなく自身が執筆に関わった質問主意書を参考にしたと説明している。ただし、被告発者は参照した内容は独立行政法人日本学生支援機構により公表されている数字のみと説明しており、今回のヒアリングにて判明した孫引き行為を盗用とみなすのは難しいと判断した。また、「その他 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの」にも該当しないが、回避するのが望ましいと考えられる孫引き行為については指導が必要ではないかと考えられる。

また、予備調査終了後に追加告発として受理した研究不正は、告発者の著作物に記載されていた告発者による調査事例を模倣した上で、捏造・改ざんし、被告発者の著作物『奨学金が日本を減ぼす』に掲載したとの訴えであった。告発者、被告発者が取り上げた事例はともに繰り

上げ一括請求に関する事例であったものの、調査対象は別の人物であり、それゆえ前提条件も異なることから、捏造・改ざんと判断するのは難しいと判断し、不正行為にはあたらないとみなした。

なお、被告発者が科研費成果物としている著作物『日本の奨学金はこれでいいのか！』第1章については、データの出典が不明な図(グラフ)7点や数値データが多く記載されているが、いずれも総務省統計局などの公的機関が公表している調査データや独立行政法人学生支援機構が公表している情報である。これらの図や数値データについても出典を明記すべきであったことから、不十分な対応であったと指摘できる。しかし本学が規定する「盗用」つまり「他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」にはあたらないと判断できること、また、「その他 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの」にも該当しないと判断できることから研究活動上の不正行為として認定しなかった。

4. 研究機関が行った措置

今回の告発は調査委員会では不正とは認定されなかった。他方、情報公表元への確認が不十分であった結果、記述内容が不正確となり、不正行為を疑われるような事態を招いた可能性があるほか、孫引きの資料を、十分な確認を行わないまま、使用をしたことも認められた。また、図や数値データについて、出典の明記が不十分な点も認められた。こうした点を踏まえ、研究機関としての措置として、学長より、研究者が研究結果に対して果たすべき説明責任やデータの出典、参考文献の扱いについて、厳重に注意を行う予定である。

以上

(別紙)

○調査対象論文(盗用・自己盗用)

番号	先行論文		調査対象論文等		
	論文名、発行誌名、発行時期	著者	論文名、発行誌名、発行時期	著者	経費※
1	タイトル：奨学金「取り立て」ビジネスの残酷 掲載誌名：雑誌「選択」、選択出版 掲載時期：2012年4月号(同Web版)	三宅 勝久	タイトル：教育における格差と貧困－「貧困ビジネス化」した奨学金問題から考える 掲載誌名：日本の奨学金はこれでいいのか！第1章、あけび書房 掲載時期：2013年	大内 裕和	なし
2	タイトル：若者の借金奴隷化をたくらむ「日本学生支援機構」－延滞金を膨らませて骨までしゃぶる“奨学金”商法 掲載誌名：日本の奨学金はこれでいいのか！第2章、あけび書房 掲載時期：2013年	三宅 勝久	タイトル：－ 掲載誌名：奨学金が日本を減ぼす、朝日新書 掲載時期：2017年	同上	なし

(※) 謝辞に記載された経費等

原告記述 1

「日本の奨学金はこれでいいのか」2章
90頁8行目～91頁13行目
(甲2・20頁)

日本学生支援機構の会計資料によれば、2010年度の利息収入は232億円、2011年度275億円、2012年度318億円。延滞金収入は2010年度37億円、2011年度が41億円、2012年度43億円と増加傾向にあります。

利息・延滞金で年間360億円(12年度)もの収入です。そして、日本学生支援機構の説明によれば、これらのお金の行き先は「経常収益」、つまり「儲け」に計上されています。特に延滞金のほとんどは「雑収入」です。つまり、延滞金の回収にいくら励んだところで「原資」とは何の関係もないのです。

むしろ、延滞金に固執すれば原資の回収は遅れます。回収金はまず延滞金と利息に充当するという方針を実行しているからです。もし、本当に原資を回収して不良債権を減らしたいというのであれば、元本から回収すべきです。それをしないのは、「利益」。こそが回収強化の真の狙いだからではないでしょうか。なお、2012年度の総利益は39億円、純資産は前年度29億円増の561億円です。360億円にのぼる延滞金と利息収入。利息の大半は財政融資資金という政府から借りた金の利払いに充てられます。「日本学生支援機構債」などを発行して債券市場から集めた資金が財源です。もうひとつの金の行き先が、銀行と債権管理回収会社(サービサー)です。2010年度期末で民間銀行からの借入残高は約1兆円で、年間の利払いは23億円にもなります。2011年度は18億円、2012年度は16億円。2013年8月現在の銀行借り入れ残高は4580億円です。また、サービサーへの委託状況は次のとおりです。

2010年度はエム・ユー・フロンティア債権回収会社と日立キャピタル債権回収会社が延滞債権回収業務を受託。エム社が8938万円(回収額=14億3533万296円)、日立が1億5240万円(同13億6037万8452円)を売り上げています。2012年度の実績は、エム社の売り上げ1億3471万円(同20億3927万9475円)、日立が1億7826万円(同21億9545万3081円)です。

大内記述 1

「奨学金が日本を減ぼす」
86頁1行目～87頁2行目
(甲2・12頁)

日本学生支援機構の会計資料によれば2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円、2014年度の利息収入は378億円、延滞金収入は41億円と増加傾向にあります。

利息と延滞金で年間419億円(2014年度)もの収入です。そして日本学生支援機構の損益計算書を見ると、これらのお金の行き先は「経常収益」、つまり「儲け」となっています。これでは、延滞金をいくら回収しても、次に借りる学生の奨学金の「原資」にはならないのです。

よく考えれば、延滞金に固執すればするほど、元金の回収は遅れます。回収金は、まずは延滞金と利息に充当するという方針を実行しているからです。もし、これからの学生が借りる奨学金の原資を何よりも優先して確保したいのであれば、元金から回収すべきです。

それを行わないのは、延滞金と利息による「利益」。こそが、回収強化の狙いになっているように見えます。

年間419億円の延滞金と利息収入のうち、利息の大半は財政融資資金という政府から借りたお金の支払いに充てられます。もう一つのお金の行き先が、資金を貸し出している銀行とサービサーです。

銀行からの借入金に対し多額の利払いが行われ、またサービサーにもお金が行っています。

たとえば2012年度の債権回収業務を担当した日立キャピタル債権回収株式会社は21億9545万3081円を回収し、1億7826万円を手数料として受け取っています。

原告記述 2 「選択」記事 (甲2・58頁)	大内記述 2 「日本の奨学金はこれでいいのか」1章 24～25頁(甲4)
原資の確保であれば元本の回収がなにより重要だ。ところが、日本育英会から独立行政法人に移行した〇四年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当するという方針を頑なに実行している。一〇年度の利息収入は二百三十二億円、延滞金収入は三十七億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところへ消えている。この金の行き先のひとつが銀行であり、債権管理回収業者(サービサー)だ。一〇年度期末で民間銀行からの貸付残高はざっと一兆円。年間の利払いは二十三億円。また、サービサーについては、同年度で約五万五千件を日立キャピタル債権回収など二社に委託し、十六億七千万円を回収、そのうち一億四百万円が手数料として払われている。 (304字)	原資の確保を優先するのであれば、元本の回収がなにより重要なはずだ。ところが日本学生支援機構は2004年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けています。2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達します。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行っています。 この金の行き先のひとつが銀行で、もうひとつが債権回収専門会社です。2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円です。サービサーは同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など2社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち1億400万円が手数料として払われています。 (約250字が一致)

大内記述3と原告記述3の比較表

大内記述3「奨学金が日本を減ぼす」

Eさん(35歳)

大学卒業後正社員として就職

返済 14000円/月 月賦

借入額は4年間で300万円(2種 推定)

3年間順調に返済後、人員整理で失業

派遣社員(月13万)、返還困難に

返還猶予5年満了

滞納状態に(既払い額は約50万円)

日立キャピタルから督促

「月々わずかでもいいですから払ってもらえませんか」

月1万円返済

請求額は元金200万円※1に延滞金・利息

1年後、元本200万円がまったく減っていなかった。※2

今後月1万円を30年間計360万円払ってもすべて延滞金に消える。

今後どうしたらいいかEさんは途方に暮れている

※1、2

じっさいにはこの金額にはならない。

原告記述3「日本の奨学金はこれでいいのか」2章

Bさん

大学院博士課程卒業後、非常勤講師

返済 19万円/年 年賦

借入額は380万円(1種)

1回分19万円を返済し、以後は滞納

非常勤講師、アルバイト(月10万円)

返還猶予5年終了

21万円支払い(10万円は延滞金充当)

滞納状態続く(既払額は約40万円)

日立キャピタルから督促

「月々わずかでもいいですから払ってもらえませんか」

月5000円返済

請求額は期日到来元本85万円(5回分)

7ヶ月後、期日到来元本85万円はいっさい減らず

今後月5000円を50年間80歳まで払っても計340万円の大半が延滞金に消える

もはや破産しかないのかとBさんは途方に暮れている。